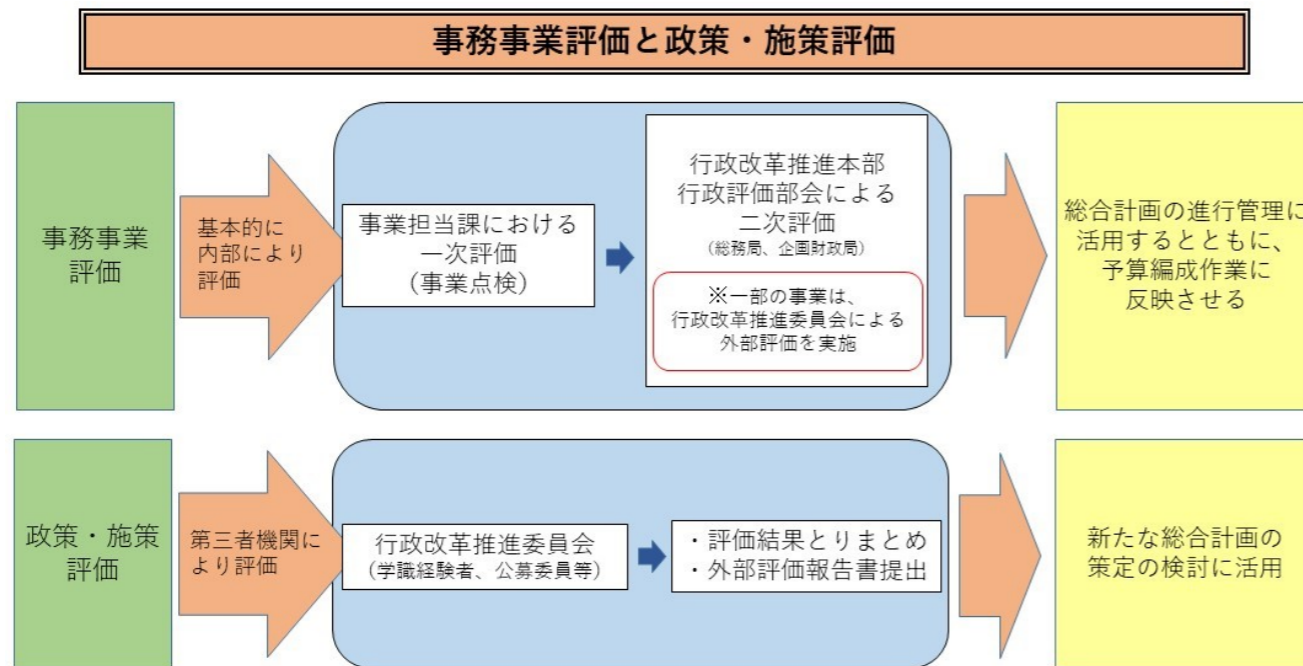
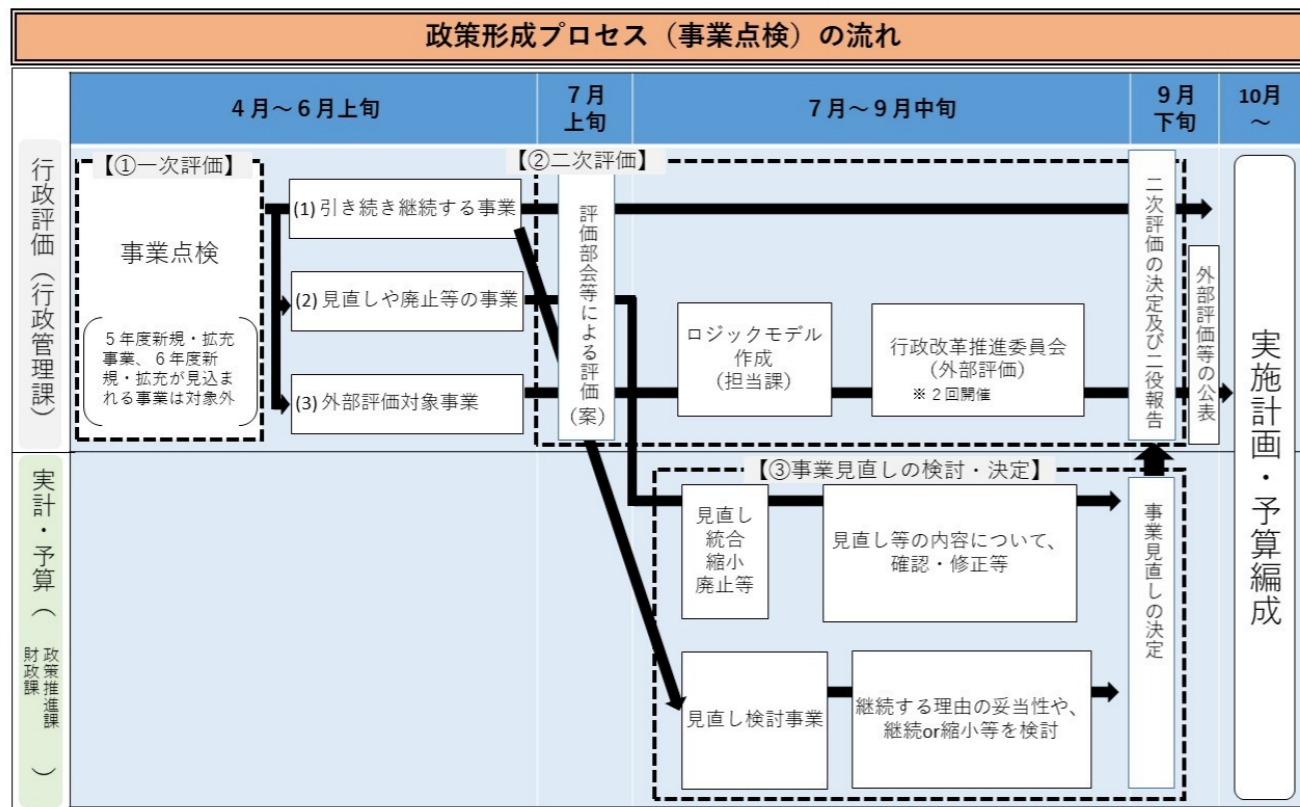


- 本市総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るため、行政評価（事務事業評価及び政策・施策評価）を実施している。



- 令和5年度からは、政策形成プロセスの中で効果的・効率的に事業見直しを行うため、事務事業評価については、継続事業を対象に、毎年度、事業担当課が事業点検として一次評価を、行政改革推進本部行政評価部会が二次評価を実施し、その過程において、実施計画・予算編成の観点から事業見直しを検討する。



①一次評価（事業点検）

- 事業担当課が事業点検明細書及び事業点検チェックシートを作成し、事業毎に局の方針を決定

②二次評価（評価部会・幹事会による評価）

- 7月上旬に評価案を作成し、③事業見直しの検討結果を踏まえ、9月に評価を決定

一次評価	二次評価
(1) 引き続き継続する事業	・見直し検討事業を選定※し、③を踏まえ、評価を決定
(2) 見直しや廃止等の事業	・事業見直しが図られているため、基本的に一次評価のとおり
(3) 外部評価対象事業	・外部評価を経て、評価を決定

※ 見直し検討事業の選定方法

- 評価の総合点が60点未満
- アウトカムの評価点が10点以下
- 評価項目にD判定あり
- その他確認等が必要な事業

【外部評価】（一部の事業は行政改革推進委員会による評価）

◆ 対象事業（3事業程度）

- 市民サービスに大きく関わる、事業費や人的コストが大きい、費用対効果が低い（不明）等、見直しに外部評価が必要な事業を選定

◆ 評価方法

- 事業担当課へのヒアリングを行い、評価資料（概算コストや主な指標等のデータ・ロジックモデル）を基に、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から事業をチェックし、行政改革推進委員会委員による評価をとりまとめる。

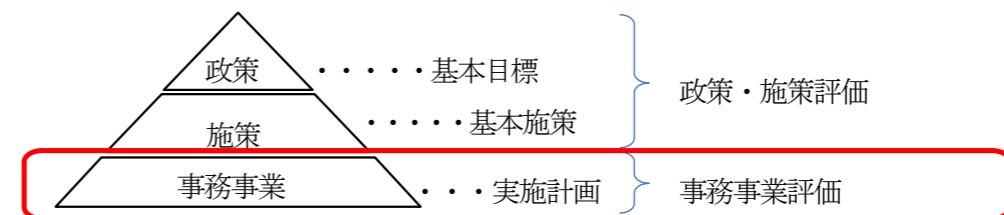
③事業見直しの検討・決定（実施計画・予算編成）

- 事業点検等を踏まえ、実施計画・予算編成としての事業見直しの検討・決定を行う。

※ 決定内容については二次評価の結果に反映

（参考）

- 行政活動の三層構造



- 行政評価の全体スケジュール

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事務事業評価	事業点検								
	外部評価								
政策・施策評価			施策評価	総計後期基本計画検討					次期総計検討